



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
9 月 29 日 (火)
第 741 号

目 次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	669
○生活保護法による指定医療機関の指定	669
○生活保護法による指定施術機関の指定	670
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	670
○生活保護法による指定医療機関の事業の休止	670
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定	671
○道路の供用開始	671

公 告

○患畜の届出	672
○土地改良区連合役員の退就任	672
○開発行為の工事完了	673

告 示

栃木県告示第458号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消したので告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 取 消 年 月 日
有限会社 吉田屋商店	栃木県那須塩原市西栄町 1 - 8	令和 8 (2026) 年 9 月 8 日

(税務課)

栃木県告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 8 (2026) 年 9 月 1 日	なごみ薬局都賀店	栃木市都賀町家中字諏訪北2231-23
令和 8 (2026) 年 7 月 26 日	はあーとふる歯科	鹿沼市栄町 3 丁目 2 - 6

令和 8 (2026) 年 9 月 1 日	小山えんどう 歯科・矯正 歯科 クリニック	小山市土塔234-16
-----------------------	-----------------------	-------------

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 8 (2026) 年 8 月 1 日	NSリヤンド株式会社	東京都港区港南一丁目 8-23	訪問看護ステーション リヤンド栃木蔵の街	栃木市片柳町 4 丁目 4-25

栃木県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和 8 (2026) 年 6 月 1 日	小林 健太郎	下都賀郡野木町丸林 258-5	げんき堂整骨院 イ オン栃木	栃木市箱森町 37-9 イオン栃木 1 階
令和 8 (2026) 年 7 月 24 日	大月 昇一		ひまわりマッサージ 鍼灸院	佐野市植野町 1982- 3

栃木県告示第461号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 8 (2026) 年 8 月 10 日	武田整形外科	下都賀郡壬生町幸町 1-15-4
令和 8 (2026) 年 7 月 25 日	はあーとふる 歯科	鹿沼市栄町 3-2-6
令和 8 (2026) 年 7 月 31 日	エンゼル 歯科 医院	下野市仁良川 1571-27

栃木県告示第462号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 8 （2026）年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 8 （2026）年 7 月 26 日	村井医院	矢板市扇町 1 -10-28
令和 8 （2026）年 8 月 1 日	コスモファーマ薬局扇町店	矢板市扇町 1 -10-30

（地域福祉課）

栃木県告示第463号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第 2 条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和 8 （2026）年10月 1 日から適用する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額を指定する告示（令和 5 年栃木県告示第40号）は、令和 8 （2026）年 9 月 30 日限り、廃止する。

令和 8 （2026）年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

大人 (12歳以上の者)	中人 (6 歳以上12歳未満の者)	小人 (6 歳未満の者)
550円	200円	100円

（医薬・生活衛生課）

栃木県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 （2026）年 9 月 29 日から同年10月 28 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 （2026）年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 119 号	宇都宮市桜 2 丁目2887-13から 宇都宮市桜 2 丁目2896- 2 まで	令和 8 （2026）年 9 月 29 日
	一 般 国 道 121 号	鹿沼市深津字下台原722- 2 から 鹿沼市深津字下台原638- 4 まで	令和 8 （2026）年 9 月 29 日
2	主 要 地 方 道 宇 都 宮 栃 木 線	宇都宮市桜 3 丁目2795- 4 から 宇都宮市桜 3 丁目2609-12まで	令和 8 （2026）年 9 月 29 日
15	主 要 地 方 道 鹿 沼 足 尾 線	鹿沼市口栗野字岩鼻1317- 1 から 鹿沼市口栗野字岩鼻1317- 1 まで	令和 8 （2026）年 9 月 29 日
70	主 要 地 方 道 宇 都 宮 今 市 線	宇都宮市桜 5 丁目2797-15から 宇都宮市中一の沢町169- 9 まで	令和 8 （2026）年 9 月 29 日

71	一 般 県 道 下 岡 本 上 三 川 線	河内郡上三川町大字上郷字小里1532から 河内郡上三川町大字上三川字上三川2469-2 まで	令和 8 (2026) 年 9 月 30 日
232	一 般 県 道 矢 又 大 内 線	那須郡那珂川町大内字光崎391-3 から 那須郡那珂川町大内字木戸6985まで	令和 8 (2026) 年 9 月 29 日

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域	発 生 年 月 日	経 過 及 び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	那須塩原市	令和 8 (2026) 年 9 月 15 日	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	那須町	令和 8 (2026) 年 9 月 15 日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
西の原用水 土地改良区 連 合	理 事	伊東 勇司		那須郡那珂川町小川3416-6	令 和 8 (2026) . 8 . 26	
	〃	広瀬 秀雄		大田原市福原64	〃	
	〃	青木 民夫		那須郡那珂川町高岡473	〃	
	〃	小杉 弘之		〃 〃 片平762	〃	
	〃	佐藤 俊夫		〃 〃 小川2158-3	〃	
	〃	塚原三喜男		〃 〃 吉田168-2	〃	
	〃		佐々木節男	〃 〃 小川3337-2		令 和 8 (2026) . 8 . 27
	〃		伊藤 政家	大田原市福原170		〃
	〃		船山 伸一	那須郡那珂川町高岡499		〃
	〃		菊地 陽一	〃 〃 片平113		〃
	〃		川上 明人	〃 〃 小川2101		〃

	理 事		川俣 勇也	那須郡那珂川町吉田224		令 和 8 (2026) . 8 .27
--	-----	--	-------	--------------	--	----------------------------

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 （2026）年 9 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
さくら市下河戸字西山1215番 6、1215番31の一部、1215番49、1215番52、1215番53、1215番61、1215番67、1215番100、1215番101、1215番102、1215番103、1215番104、1215番105、1215番106、1215番107、1215番130の一部、1215番162、1215番165 (開発行為に関する工事) さくら市下河戸字西山2485番 2 の一部、2490番 2 の一部、2493番 2 の一部、2494番の一部	東京都中央区明石町 6 番17号	ニッコン株式会社
河内郡上三川町大字上蒲生字花貫内560番18	河内郡上三川町しらさぎ二丁目32番地 9 ベルコリーヌしらさぎ A 2	清 水 夢 果
河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2210番15、2210番16、2211番 4	宇都宮市インターパーク 3 丁目15番地 7 セレクション C 205	小 林 圭 亜 小 林 莉 奈
芳賀郡芳賀町大字祖母井1664番211 (開発行為に関する工事) 芳賀郡芳賀町大字祖母井1664番 7 の一部	芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地	芳賀町
下都賀郡壬生町大字藤井字車塚1779番 4、1779番 7 の一部	下都賀郡壬生町大字藤井1779番地 4	清 水 和 夫 清 水 フミ子
下都賀郡壬生町大字藤井字車塚1779番 7 の一部	下都賀郡壬生町大字藤井1779番地 4	清 水 昭 二
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字東北原2400番26、2401番 4	さくら市馬場247番地 1	有限会社ハウス・ネット

(都市政策課)